

下記業務について、提案競技により受託候補者を決定するので、次のとおり公告する。
令和3年10月1日

静岡県公立大学法人理事長 尾池和夫

記

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
「2022年度版静岡県立大学大学案内」企画・デザイン制作業務委託
 - (2) 業務内容
2022年度入学者を対象とした静岡県立大学大学案内パンフレットの企画・デザイン制作を行う
- 2 契約限度額 2,700千円以内（消費税込）
- 3 制作期間 契約日から令和4年3月31日（木）まで
- 4 提案競技の参加資格
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規程に該当しない者であること。
 - (2) 提案書提出時点までに、以下の資格のいずれかを有する者であること。
 - ア 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格における「76 広告代理」の営業種目
 - イ 静岡県の物品購入等競争入札参加資格における「69 一般印刷」又は「75 版下製作」の営業種目
 - (3) 静岡県の一般業務委託及び物品購入等業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
 - (4) 静岡県内に事業所（本社又は支店営業所等）を置くものであること。
 - (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 受託候補者を決定するための評価項目
 - (1) 企画・デザイン制作方針
 - (2) デザインの提示
 - (3) ページ構成、紙質及び色数
 - (4) 業務体制
 - (5) 企画・デザイン制作実績

6 契約

業務委託契約は、受託候補者（提出された企画提案書が最も優れているもの）と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内で契約する。

7 提案競技の手続等

(1) 担当部局

静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

TEL：054-264-5130 FAX：054-264-5099

(2) 募集要項の配布期間、場所等

令和3年10月1日（金）から令和3年10月11日（月）まで。ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から正午まで並びに午後1時から午後5時まで。配布場所は(1)に同じ。（希望があれば電子様式を配布する。）

(2) 提案書の提出期限、方法及び提出場所

令和3年10月29日（金）午後4時まで

定められた部数を持参又は書留郵便により提出すること。提出場所は(1)に同じ。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(4) 問い合わせ先

静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

TEL：054-264-5130 FAX：054-264-5099

(5) 詳細は募集要項による。